



令和4年4月8日（金）

【照会先】

東京労働局総務部総務課

（電話） 03（3512）1600

木場公共職業安定所職員の新型コロナウイルス感染症への感染について

令和4年4月5日（火）、東京労働局木場公共職業安定所（江東区木場2-13-19、以下「ハローワーク木場」という。）の職員4名（A～D）が新型コロナウイルス感染症に感染していることが判明しました。

職員A・Bは、窓口業務に従事しており、4月1日（金）まで出勤し、発熱・咳等の症状はなく、窓口にはアクリル板を設置の下、終日マスクを装着して勤務していましたが、職員Aは4月3日（日）に発熱、職員Bは4日（月）朝に発熱し、いずれの職員も4日（月）にPCR検査を受け、5日（火）に感染が確認されたものです。

職員C・Dは、いずれも窓口業務に従事しておらず、4月4日（月）まで出勤し、発熱・咳等の症状はなく、終日マスクを装着して勤務していましたが、いずれの職員も4月5日（火）朝に発熱し、同日に抗原検査又はPCR検査を受け、感染が確認されたものです。

ハローワーク木場では、事務室内の必要な消毒措置を十分行った後、通常どおり開庁して、職員及び利用者の方への感染防止対策を講じた上で業務を行っております。

当該職員の行動履歴を確認した結果、職員及び利用者の方に濃厚接触者はいないと判断しておりますが、健康に不安がある方につきましては、念のため最寄りの受診・相談センターやかかりつけ医、地域の相談窓口等までご連絡いただきますようお願いいたします。